

## 令和5年第3回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和5年3月10日(金)

2. 場 所 浅口市中央公民館第3会議室

3. 開 会 午後1時30分

4. 閉 会 午後4時10分

5. 出席者 中野留美 藤澤弘幸 佐藤賢次 高戸崇 吉田英子

6. 説明のために出席した者の氏名

教育次長	難波勝敏	教育総務課長	瀬良昌弘
学校教育課長	小野力矢	こども未来課長	笠原清美
ひとづくり推進課長	田中有正	金光分室長	中嶋利恵
寄島分室長	山本峯廣	学校給食センター所長	安原直子
教育総務課	平井恵美子	(事務局)	

7. 傍聴人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について

浅口市教育委員会議事規則第29条により高戸委員を指名。

(了承)

日程2 会期について

本日3月10日の1日会期。

(承認)

本会議通知後に、「浅口市教育委員会の管理する公共施設に係る予約システムの利用に関する規則の制定について」、「浅口市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」、「浅口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、「浅口市親子クラブ補助金交付要綱を廃止する

告示について」、「教育委員会事務局職員の教育次長及び課長級の任免について」の議案提出があったため、追加議案とすることを諮る。

(承認)

日程 3 議案第 9 号 県費負担教育職員たる校長の任免の内申について

※非公開

(教育次長)

資料により説明。

(承認)

日程 4 議案第 10 号 準要保護の認定について

※非公開

(学校教育課長)

令和 4 年度新規申請・令和 5 年度新入学学用品費前年度支給申請について資料により説明。

(教育長)

2 件認定、1 件不認定とする。

(承認)

日程 5 議案第 11 号 浅口市私立学校周年整備事業補助金交付要綱の制定について

(教育総務課長)

資料により説明。

市内の学校法人に対し、以前から 10 年ごとの施設整備等の記念事業に対し浅口市補助金等交付規則に基づき補助を行っており、より一層の適正な運用を図るため、別途要綱で定めるものである。

(承認)

日程 6 議案第 12 号 浅口市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について

(教育総務課長)

資料により説明。

中学校に入学予定の児童に対し、浅口市補助金等交付規則に

基づき自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しており、より一層の適正な運用を図るため、別途要綱で定めるものである。補助対象者や補助金額については従来どおりである。

(教育委員)

ここで卒業する6年生も対象となるか。

(教育総務課長)

例年行っており、基準をより明確にするために定めるものなので卒業する6年生も対象である。

(教育委員)

6年生児童の保護者が対象になるか。

(教育総務課長)

申請に基づき、交付するので交付の対象は保護者になる。

(教育委員)

条件に変更はないか。

(教育総務課長)

変更ない。

(承認)

日程7 議案第13号 浅口市生徒派遣補助金交付要綱の制定について

(教育総務課長)

資料により説明。

浅口市補助金等交付規則に基づき中学校の生徒が出場する大会の参加費や交通費を補助しており、より一層の適正な運用を図るため、別途要綱で定めるものである。

(教育委員)

校長先生からの申請となるか。

(教育総務課長)

取りまとめて校長先生が申請することになる。

(教育委員)

中国大会や全国大会のような大会の基準等あるか。

(教育次長)

全国大会のような大きな大会でなくとも、大会の要項等があり、派遣するに値する大会であれば補助する。交通費や参加費が主で、電車代、バスで行ったら生徒分のバス代を予算の範囲内で補助する。

(承認)

日程 8 議案第 14 号 浅口市第 3 子以降学校給食費半額免除実施要綱の制定について

(学校教育課長)

資料により説明。

昨今の物価高騰により、子育て世帯における経済的負担が増加しており、特に生計を一にする子供が 3 人以上の世帯の負担が増大している。浅口市立小中学校に通う第 3 子以降の児童生徒に関わる学校給食費を半額免除することにより、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とし制定するものである。対象となる児童生徒については、浅口市に住所を有し、浅口市立小中学校に在籍している者である。

(教育委員)

なぜ 3 人目からなのか。2 人目にはないのか。

(こども未来課長)

国の制度として、3 歳以上で低所得者世帯及び第 3 子以降の園児が対象で副食費の援助制度がある。

(教育長)

国の制度で、多子世帯対象の制度があり、それを膨らませて実施していく。多子世帯の子育て支援として援助していく。

(承認)

日程 9 議案第 15 号 浅口市立学校管理規則の一部を改正する規則について

(学校教育課長)

資料により説明。

令和 5 年 4 月から市内各中学校区を小中一貫教育校として指定していくことに合わせたものである。学校管理規則の第 8 章に章立てをし、第 31 条で各中学校区を小中一貫教育校として指定し、表の名称とし、小中一貫教育の枠組みを示していく。

(教育委員)

学校ごとに今まで作ってきた学校要覧に載せる学校名はどのようなになるか。

(学校教育課長)

学校要覧については、それぞれ学校が作っているものと校区ごとのものを整理して表現していく予定である。

(教育長)

今までの学校名が変わるわけではなく、小中一貫校の愛称を定めていくものである。

(承認)

日程 10 議案第 16 号 浅口市保育所等の利用に関する規則等の一部を改正する規則について

(こども未来課長)

資料により説明。

令和 5 年 4 月からのこども家庭庁設置に伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う法令の整備によって、子ども・子育て支援法の一部が改正されることとなり、規則の中で子ども・子育て支援法を引用している部分に条ずれが生じるため、規則を改正する。併せて押印廃止に伴う様式中の印の削除を行うものである。

(承認)

日程 11 議案第 17 号 浅口市就学援助事務取扱要領の一部を改正する訓令について

(学校教育課長)

資料により説明。

現在行っている、就学援助事務の事務実態に合わせ、提出様式等を整理するものである。また押印廃止に伴った修正をしている。

(承認)

日程 12 議案第 18 号 浅口市保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整に関する基準要綱の一部を改正する告示について

(こども未来課長)

資料により説明。

議案第 16 号と同様に、令和 5 年 4 月からのこども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されることになり、要綱中で引用している部分に条ずれが生じるため、改正

するものである。

(承認)

日程 13 議案第 19 号 浅口市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る  
補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について

(こども未来課長)

資料により説明。

国の制度により低所得世帯及び第 3 子以降の園児を対象に副食費が国の制度で免除されている。また市では、国の免除対象外となっている第 3 子以降の園児の副食費について市独自で補助事業を実施している。低所得世帯及び多子世帯のさらなる経済的負担の軽減、子育て支援を図るため令和 5 年 4 月から免除対象となっていない主食費を含めた給食費の補助事業の拡大を実施するため、要綱の改正を行うものである。

(承認)

日程 14 議案第 20 号 浅口市保育士等雇用促進事業補助金交付要綱の  
一部を改正する告示について

(こども未来課長)

資料により説明。

補助事業については、保育士等の人材確保対策事業として保育士等雇用促進に積極的に取り組む市内私立園に対し、その費用の一部を補助する事業として、令和 3 年度から実施している。実施期間については 2 年間とし、令和 5 年 5 月 31 日までとしていた。保育士等の人材確保に苦慮している現状を踏まえ、実施期間について、令和 7 年 5 月 31 日までの 2 年間事業を延長する改正である。

(承認)

日程 15 議案第 21 号 浅口市 3 歳未満児保育促進事業補助金交付要  
綱の一部を改正する告示について

(こども未来課長)

資料により説明。

3 歳未満児の途中入所受け入れの促進を図るため、保育士等の配置基準を超えて 3 歳未満児を受け入れをするために必要な保育士を事前に配置している市内私立園に対し、費用の一

部を補助する事業。令和3年度から実施しており、実施期間については先ほどと同様に2年間を予定していたが、現在も入所が困難であり、現状成果が出てきているので、引き続き2年間延長し、令和7年5月31日までとする改正を行うものである。また入所中の実績成果が出るような形に補助金の出し方を見直し、一定の成果を求める要件を加えている。

(教育委員)

16万円を12万円としているのは、最初から16万円ではなく、要件を満たして16万円になるということか。

(こども未来課長)

通常は12万円とするが、事業開始年度より多く受け入れをしている実績が出た場合等については16万円を補助することとし、金額の見直しをしている。

(教育委員)

成果が出ていなければ12万円という形で結果的に下げたということか。

(こども未来課長)

一定より多くの受け入れをしてもらう要件を加えている。

(教育次長)

これは元々が2年限りで、今年度までの予定であった。今の状況を考え、延長とするが、実績が出ていないのに補助金を交付するのは難しいということで金額の見直しを行ったものである。

(承認)

日程 16 議案第 22 号 浅口市立図書館運営協議会委員の委嘱について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

委員全員の任期が令和5年3月31日なので、浅口市立図書館条例に基づき、委員を新たに委嘱するものである。

(承認)

(教育長)

日程 17 議案第 23 号は、議案 27 号の後に協議としてよいか。

(承認)

日程 18 議案第 24 号 浅口市教育委員会の管理する公共施設に係る予約システムの利用に関する規則の制定について

(ひとづくり推進課)

資料により説明。

公共施設予約システムについては、令和 5 年度に利用できるよう、現在システム構築を行っている。予約システムを利用するにあたり利用者の登録や使用許可申請の手続きなどに関して必要なものを定める。対象施設は、浅口市中央公民館他 35 施設である。

(教育委員)

この予約システム以外に予約をする方法はないということか。

(ひとづくり推進課長)

スマホ等使えない方もいるので、紙ベースでの申請も受け付けるようにしている。

(教育委員)

別表の施設が 36 施設あるのか。

(ひとづくり推進課長)

教育委員会関連の条例に基づく施設について挙げている。この他に市の条例に基づく施設、例えば都市公園条例等に係る施設については別途浅口市の予約システムの利用に関する規則を制定する。

(承認)

日程 19 議案第 25 号 浅口市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

日程 20 議案第 26 号 浅口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

日程 21 議案第 27 号 浅口市親子クラブ補助金交付要綱を廃止する告示について

(教育長)

一括審議することを諮る。

(承認)

(教育総務課長)

令和 5 年 4 月にこども家庭庁が創設されることに伴い、4 月



1日から市の組織が再編され、教育委員会事務局ではこども未来課が保育未来課に課名が変更になる。また、こども未来課が担当しているつどいの広場などの親子の交流の場に関する業務が他の課に移る。

(教育委員)

こども未来課を保育未来課に名称を変更した理由は何か。

(教育総務課長)

令和5年4月に国にこども家庭庁が創設されることに伴い、市の組織を再編し、名称変更するものである。

(教育委員)

国が変えたわけではなく、浅口市の中で変えたということか。

(教育長)

そうである。市の組織内の所管事務の見直しを行うにあたり、福祉の方に「こども」をつけた課が出来ることになったため、それに伴って市民の混乱を招かないように、保育園やこども園に関わることを所管しているこども未来課の名称を保育未来課とすることになった。

(承認)

日程 17 議案第 23 号 令和 5 年度 (2023 年度) 教育行政の基本方針  
について

(教育次長、教育総務課長、学校教育課長、ひとづくり推進課長、こども未来課長)

資料により説明。

(教育委員)

P7の事業の内容で小中一貫教育の推進の欄について、「義務教育学校についての調査・研究」を明記した方がよいのではないか。

P11の指標の表について、学年順がそれぞれ逆になっているので修正をすること。上の表の指標の「学校に行くのが楽しみな生徒」となっており、「児童」が抜けている。

P27の事業内容で質の高い保育提供体制の確保の欄に、鴨方東幼稚園、鴨方西幼稚園において令和5年度から3歳児教育が開始されるので、明記した方がよいのではないか。

P28の事業内容の保護者の就労等による放課後や長期休業日等の児童の安全・安心な居場所の提供と健全育成の欄に、鴨

方東小学校の児童クラブを令和4年度で建物を新築し、令和5年度から利用が開始されるので明記した方がよいのではないか。

P29 のつどいの広場だが、よい事業でなぜ福祉の方に異動となったのか、経緯を説明して欲しい。

(教育長)

P7の事業の内容の小中一貫教育の推進の欄に、「義務教育学校についての調査・研究」を明記する。

P11の指標の表を整え、児童生徒となるように修正する。

P27の事業内容で質の高い保育提供体制の確保の欄に、鴨方東幼稚園・鴨方西幼稚園の3歳児教育の開始を明記する。

P28の鴨方東小学校の児童クラブについて、新設した施設の利用開始を明記する。

(教育次長)

こども家庭庁の発足に向けて福祉部局と協議し、福祉の課で園に行っていない親子との繋がりを持たすために、教育委員会では基本的に園に関係する部分を所管し、園に通っていない方については福祉が所管することにより、例えば虐待案件であったり色々な困り事相談であったりというようなことでスムーズに対応できるのではないかとというような検討を踏まえ、今回見直しを行った。

(こども未来課長)

P29の事業内容の子どもを育む体験の場と親子の交流の場の充実の欄の「地域子育て支援事業の実施」を「地域子育て支援拠点事業」の実施とする。

(教育委員)

P7の事業の内容の小中一貫教育の推進の欄について、「小中一貫教育研究推進チーム(仮)」とあるが、実際には組織化されていると推察されるが、いかがか。

P8の事業の内容の社会に開かれた学校づくりの欄の、「『社会に開かれた教育課程』の研究と実践」という項目をもう定着してきたということで削除されていると思うが、大事な部分になるので「『社会に開かれた教育課程』の実践」という形で残してはどうか。

(学校教育課長)

P7の名称については、各教科でチームに分かれており、研究

推進チームとして行っているが、令和5年度の動きもあるので、今のところ仮とする。

P8について、各学校園がコミュニティスクールを通じ学校と地域が繋がりながら地域と共にある学校作りを進めてきている。根付いてきたというところが十分あったので、研究と実践としては削除としたが、各学校の取り組みの強化ということも考え、実践という言葉で更に深めていくことは非常にいいことである。

(教育長)

『社会に開かれた教育課程』の実践」とし、これを残していく。

(教育委員)

P32 青少年育成事業、子どもまつりはどんなことをしているか。

(ひとづくり推進課)

中央公民館で週末はワクドキ体験という教室を行い、子どもたちが参加している。そこで活動している琴やコーラス等の発表、抹茶のお点前を披露したり、中学生のボランティアが子どもたち向けのゲームを実施するなどしている。

(教育委員)

全体を通してだが、今言われている LGBT に配慮し、丁寧な表現をしていくことを今後心がけていく必要がある。

(教育長)

そういった視点を入れて行くことはとても大切。それぞれの担当で配慮していくこと。

以上の件及び軽微な文言の修正について修正案を再度お示しするというので、承認してよろしいか。

(承認)

日程 22 議案第 28 号 教育委員会事務局職員の教育次長及び課長級の任免について

※非公開

(教育次長)

資料により説明。

(承認)

日程 23 諸般の報告について

(学校教育課長)

小中一貫教育校及び義務教育学校について

小・中学校の学校評価書について

教育課程の編成について

市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針について

中学校の女子トイレへの生理用品の今年度中の設置について

(こども未来課長)

幼稚園とこども園の令和4年度学校評価書や令和5年度教育課程編成、年間行事予定表について

(ひとづくり推進課長)

子どもまつりについて

(金光分室長)

シロアリ被害で貸し出しを停止していた市民会館1階和室修繕が終了し、貸し出しが可能になった。

日程 24 その他について

特になし。

次回教育委員会議

定例会 令和5年4月18日(火) 13時30分から

令和5年4月18日

浅口市教育委員会

教育長 中野留美

委員 高戸崇

作成職員 平井恵美子